

別表第1 (第2条及び第4条関係)

健康情報等				取り扱う者及びその権限					
種類	番号	健康情報等の項目	具体的な内容 (例)	担当ア (監督的地位にある者)	担当イ (産業保健業務従事者)	担当ウ (管理監督者)	担当エ (人事部門の事務担当者)	担当オ (局区総務担当及び所属の庶務担当者)	担当カ (市長の秘書を担当する者)
健康診断等	①	安衛法第65条の2第1項の規定に基づき、本市が作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施した健康診断の結果	作業環境測定の結果の評価に基づいて、職員の健康を保持するため必要があると認めたとときに実施する健康診断の結果	△	○	△	△	×	×
	①-1	上記の健康診断の受診・未受診の情報		◎	○	△	△	△	×
	②	安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づき、本市が実施した健康診断の結果並びに安衛法第66条第5項及び第66条の2の規定に基づき職員から提出された健康診	雇入時健康診断、定期健康診断、特定業務従事者健康診断、海外派遣労働者帰国時健康診断、有害業務従事者特殊健康診断及び酸取扱業務従事者健康診断等の結果並びに職員から	△	○	△	△	×	×

		断の結果	提出された人間ドック等の結果						
	②-1	上記の健康診断を実施する際、本市が追加して行う健康診断の他、本市が行う各種検診の結果等	法定外の検査、各種がん検診、骨粗しょう症予防健康診、頸肩腕障害等予防検診、情報機器作業従事者健康診断の結果、破傷風予防接種の接種歴	△	○	△	△	×	×
	②-2	上記の健康診断の受診・未受診の情報		◎	○	△	△	△	×
	③	安衛法第66条の4の規定に基づき本市が医師又は歯科医師から聴取した意見及び第66条の5第1項の規定に基づき本市が講じた健康診断実施後の措置の内容	健康診断の結果に基づき本市が医師又は歯科医師から意見聴取した意見及び本市が講じた実施後の措置の内容	◎	○	△	△	×	×
	④	安衛法第66条の7の規定に基づき本市が実施した保健指導の内容	健康診断の結果、本市が実施した保健指導の内容	△	○	△	△	×	×
	④-1	上記の保健指導の実施の有無		◎	○	△	△	×	×
長時間労働者に対する医師面接	⑤	安衛法第66条の8第1項（第66条の8の2第1項、第66条の8の4第1項）の規定に基づき本市が実施した面接指導の結果及び同条第2項の規定に基づ	長時間労働者への産業医等の医師による面接指導の結果及び職員が産業医等の医師による面接指導を希望せず、他の医師による面接指導を受けた場合の結果	△	○	△	△	×	×

		き職員から提出された面接指導の結果							
	⑤-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無		◎	○	△	△	×	×
	⑥	安衛法第66条の8第4項(第66条の8の2第2項、第66条の8の4第2項)の規定に基づき本市が医師から聴取した意見及び同条第5項の規定に基づき、本市が講じた面接指導実施後の措置の内容	長時間労働者への産業医等の医師による面接指導の結果について聴取した意見及び産業医等の医師の意見を勘案し本市が講じた措置の内容	◎	○	△	△	×	×
	⑦	安衛法第66条の9の規定に基づき本市が実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	長時間労働者以外で健康への配慮が必要な職員に対して実施した面接指導又は面接指導に準ずる措置の結果	◎	○	△	△	×	×
ストレスチェック	⑧	安衛法第66条の10第1項の規定に基づき本市が実施したストレスチェックの結果	本市が実施したストレスチェックの結果	△ ※1	○ ※2 ※3	△ ※5 ※6	×	×	×
	⑧-1	上記のストレスチェックの結果に基づく集団分析の結果		△	○ ※3	△ ※7	×	×	×
	⑧-2	上記のストレスチェックの受検の有無		△	○	△	×	×	×
	⑨	安衛法第66条の10第3項の規定	ストレスチェックの結果により医師	△		△	×	×	×

		に基づき本市が実施した面接指導の結果	の面接指導の対象と判定された職員が面接指導を希望した場合に実施する面接指導の結果	※1	○ ※2 ※3 ※4	※8			
	⑨-1	上記の職員からの面接指導の申出の有無		◎ ※1	○ ※3	△	×	×	×
	⑩	安衛法第66条の10第5項の規定に基づき本市が医師から聴取した意見及び同条第6項の規定に基づき本市が講じた面接指導実施後の措置の内容	面接指導後に産業医等の医師から聴取した意見及び産業医等の医師の意見を勘案し、必要があると認めるときに講じた措置の内容	◎ ※1	○ ※3	△ ※9	×	×	×
	⑪	安衛法第69条第1項の規定に基づく健康保持増進措置を通じて本市が取得した健康測定の結果、健康指導の内容等	職員に対して、健康保持増進措置として取得した健康測定の結果及び健康指導並びに健康相談（メンタルヘルスケアを含む）の内容等	△	○	△	△	×	×
その他	⑫	労働者災害補償保険法第27条の規定に基づき職員から提出された二次健康診断の結果及び労働者災害補償保険法、地方公務員災害補償法又は堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき提出された補償	労働者災害補償保険法で定める健康診断で脳・心疾患に関連する項目に異常があると診断された労働者が受けた二次健康診断の結果及び公務災害・通勤災害に係る認定請求書（発生届）及び補償の請求書に添付する診断書、本人の病	△	○	△	△	△	×

	又は給付に関する情報	歴のほか健康に関する情報等							
⑬	治療と仕事の両立支援等のための医師の意見書		△	○	△	△	×	×	
⑭	通院状況等疾病管理のための情報	病気休暇を始めとする特別休暇制度及び病気休職制度に基づき本市が取得した診断書等の情報	△	○	△	○	△	×	
⑮	健康相談の実施の有無		△	○	△	△	×	×	
⑯	健康相談の結果		△	○	△	△	×	×	
⑰	職場復帰のための事前訓練に係る産業医等の面談の結果		△	○	△	△	×	×	
⑱	上記のほか産業保健業務従事者が職員の健康管理等を通じて得た情報		△	○	△	△	×	×	
⑲	任意に職員から提供された本人の病歴、健康に関する情報		△	○	△	△	×	×	
⑳	新型コロナウイルス感染に関する情報 ※10		△	○	△	×	×	○	

◎： 直接取り扱う。（安衛法令に基づき、当該法令に定める義務を履行するために、必ず取り扱う。）

○： 情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

△： 情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う。

×： 取り扱うことができない。

※1： 堺市職員ストレスチェック制度実施要領（以下「ストレスチェック実施要領」という。）に基づき、人事部長、教育委員会事務局総務部長、各任命権者又は各任命権者が指定する者（以下「人事部長等」という。）に限る。

なお、人事部長等が就業上の措置を講じる場合は、当該措置を講じるために必要な範囲に限り、情報の収集、保管、使用、加工、消去を行う。

また、⑧については、本人からの面接指導の申出がある場合で面接指導対象の該当の有無に限ることとし、さらに措置が必要な場合に必要な範囲に限ることとする。⑨については、措置が必要な場合に必要な範囲に限る。

- ※2： 労務課長及び労務課長補佐は、⑧については、職員本人からの面接指導の申出がある場合で面接指導対象の該当の有無に限ることとし、⑨については、措置が必要な場合に必要な範囲に限る。
- ※3： 衛生管理者・衛生推進者（安全衛生推進者）は、所属の情報に限ることとし、「△：情報の収集、保管、使用を行う。なお、使用に当たっては、職員に対する健康確保措置を実施するために必要な情報が的確に伝達されるよう、医療職が集約・整理・解釈するなど適切に加工した情報を取り扱う」こととする。
- ※4： 保健師・看護師は、職員本人の同意を得た場合は面接指導の同席が可能とする。
- ※5： 面接指導対象の該当の有無に限る。
- ※6： 職員本人からの面接指導の申し出がある場合に限る。
- ※7： 所属の組織で実施した結果に限る。
- ※8： 産業医の判断で伝える場合に限る。
- ※9： 組織の長への意見に限る。
- ※10： 新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。）第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」に位置づけられている間）に限る。